

令和元年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

令和元年九月十一日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長 吉村 忠男

副委員長 前田 信一

委員 阿部 祐己

奈良 完治

小野 稔

相馬 勝治

佐々木 政美

浅利 直志

五十嵐 忍

奈良岡 文英

藤林 公正

工藤 健一

横山 哲英

野呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田 博幸

副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	兵藤 範 明
財政課長	三上 孝 之
経営戦略課長	葛西 昭 仁
税務課長	榊 淳 一
住民課長	森 篤
福祉課長	久保田 整
農政課長農委事務局長併任	佐々木 泰 人
建設課長	神 昭 彦
上下水道課長	阿部 悟
会計管理者・会計課長	工藤 峰 靖
監査委員	欠 席
選管委員長	加福 孝 二
農業委員会会長	野呂 廣 志
教育長	羽賀 義 易
学務課長	清野 健 志
生涯学習課長	高木 秀 光
学校給食センター所長	清水 裕 行

事務局職員出席者

事務局	長	藤	田	伸
主	幹	佐	藤	健

審査日程

議案第五十六号	平成三十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十七号	平成三十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十八号	平成三十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十九号	平成三十三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
議案第六十号	平成三十三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和元年九月十一日

開 議 午前十時

○委員長（吉村忠男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（藤田 伸君）

事務局から報告いたします。説明員として出席依頼しておりました神 忠勝監査委員より所用のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

小野委員は監査委員席へ移動して、お願いします。

〔六番 小野 稔委員 監査委員席へ着席〕

○委員長（吉村忠男君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。審査日程に従い、本日は議案第五十六号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で五件を審査する予定であります。各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第五十六号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

おはようございます。

それでは、議案第五十六号平成三十四年度藤崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その国保特別会計決算の歳入歳出の概要についてを述べさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の二百二十ページをお開き願います。この実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は十八億八千三百三十六万九百五十円、二の歳出総額は十八億四千七百六十六万六千八百六十六円となり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額は三千五百六十九万四千八十四円となったものであります。五の実質収支額のうち、二千万円を地方自治法の規定による基金繰入額として財政調整基金への繰り入れを行い、残りの千五百六十九万四千八十四円は翌年度へ繰り越しするものであります。

百九十二、百九十三ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第一款国民健康保険税についてでございますが、第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税の収入済額が二千五百六十一万円余り、第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税が三億七千十四万円余りとなり、このうち基礎分現年課税分の収納率は九四・七%となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は四百十九万円余りとなり、このうち基礎分現年課税分の収納率は一〇〇%となっているものであります。

次のページをお開きください。下段の第四款県支出金第一項県負担金第一目の保険給付費等交付金についてですが、国保運営につきましては、平成三十四年度から市町村とともに都道府県もその運営を担い、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営について中心的な役割を担いながら、国保制度の安定的な運営を図ることとしたものであります。これらのことから、この保険給付に要する費用に対し、交付された保険給付費等交付金普通交付金が十二億四千二百二十二万円余り、第二項県補助金第一目の保険給付費等交付金については、前述の第一項県負担

金と同様の考え方から、備考欄記載の区分費目別に交付されたものであり、合わせまして六千四百四万円が特別交付金として交付されたものであります。

次のページをお開き願います。第五款財産収入第一項財産運用収入第一目利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子で十三万円余りとなったものであります。

第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分で一億八百二十三万円余り、第二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費で四千三百八十九万円余り、第三節の出産育児一時金等繰入金は出産育児一時金に対する繰り出し基準に基づいた額を繰り入れするもので二百二十四万円、第四節の財政安定化支援事業繰入金は国保財政の安定化を図るため繰り入れするもので一千八百七万円余りとなり、一般会計からの繰入金の総額は一億七千二百四十四万円余りとなったものであります。

第七款繰越金第一項第一目の繰越金は前年度からの繰越金であり、百八十四万円余りとなったものであります。第八款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は、過年度分におきます国保税の納付に伴う延滞金で百二十一万円余りとなっております。

次のページをお開き願います。第三項雑入についてでございますが、第一目の一般被保険者第三者納付金は交通事故における治療などに国民健康保険を使用し、保険者負担分を第三者が納付したもので百十四万円余り、第三目第一節の一般被保険者返納金は保険資格異動などに伴う返納金が主なもので十二万円余り、第五目第一節の雑入は自動車共済保険料や被保険者の死亡に伴う保険税の返納金が主なもので二十三万円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。二百四、二百五ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費第一目の一般管理費は、職員四人分の人件費のほか、第十三節委託料におきます高齢受給者証一体化改修業務委託料などの物件費が主なもので四千百十五万円余り、第二目の連合会負担金は県国保連合会

の運営事務経費に係る町負担分で百二十八万円余りであります。

次のページをお開きください。第二項の徴税費は国保税の賦課徴収に係る物件費等が主なもので百八十三万円余り、第三項の運営協議会費は国保運営協議会委員十五人分の報酬のほか、協議会の運営に係る経費が主なもので十四万円余りの支出となったものであります。

次に、第二款保険給付費第一項療養諸費は、医療機関の受診や調剤及び補装具等に対する療養の給付に要した経費であり、それぞれ、第一目の一般被保険者療養給付費は十億五千五十四万円余り、第二目の退職被保険者等療養給付費は、次のページをお開きください。千三百六十三万円余り、第三目の一般被保険者療養費は七百七十二万円余り、第四目の退職被保険者等療養費は一万七千円余り、そして第五目の審査支払手数料の三百八十八万円余りを加えました。

第一項療養諸費の総額は十億七千五百八十万円余りとなり、対前年度比八千六百六十八万円余り、七・五%の減となったものであります。

第二項高額療養費の第一目一般被保険者高額療養費から第四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までの総額は一億六千六百五十九万円余りで、対前年度比千百五十五万円余り、六・五%の減となったものであります。

次のページをお開きください。第四項出産育児諸費第一目の出産育児一時金は八件分で三百三十六万円、第五項葬祭諸費第一目の葬祭費は三十七件分で百八十五万円となったものであります。

続いて、第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、県において見込みを立てた医療給付費等の額から公費等の拠出で賄われる費用を除いた額を事業納付金の額として、それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであります。当町への納付金決定額に対して、第一項医療給付費分の納付額は三億二千五百八十三万円余り、第二項後期高齢者支援金分の納付額は一億一千三百七十四万円余り、次のページをお開きください。第三項介護納付金分は四千八百九十七万円余りとなったものであります。

続いて、第六款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に係る職員の人件費及び特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、一千八百五十二万円余りとなったものであります。

次のページをお開きください。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費及び健康推進員補助金などが主なもので、四百六十二万円余りとなったものであります。次のページをお開きください。第二目の医療費適正化対策費は、国保加入者の健康管理と国保制度に対する意識を深めていくことを目的として実施しております医療費通知に係る業務委託料が主なもので、七十三万円余りとなったものであります。

第七款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、先ほどの歳入の第五款財産収入で述べさせていただきました財政調整基金積立金利子分の十三万八千円を積み立てしたものであります。

第九款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は社会保険等に加入後、国保の脱退手続の遅延に伴う国保税の賦課更正による還付金で五十七万円余り、第三目の償還金は平成二十九年度療養給付費等国庫負担金等の精算に係る返還金で四千二百三十七万円余りとなったものであります。

以上、議案第五十六号平成三十年度藤崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明とさせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑者は昨日と同じく、ページ数を読み上げてから質疑願います。

これから質疑を行います。十三番浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百十七ページでございます。国保税については全国的にも、また、我が町にとっても税の負担が重いという声がたくさん聞かれるわけでありましてけれども、それで二百十七ページの諸支出金の中の償還金についてなんです

けれども、四千二百三十七万円ほどになっているんですけども、この内容を、今ちょっと説明もしていただいたんですけども、詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。この償還金につきましては、今の説明でもいたしましたけれども、五件の返還がありました。一つ目が平成二十九年度の退職医療交付金の返還金で三百八十万円程度、それから同じく平成二十九年度の国保高額医療費の共同事業負担金、これが二百二十万円程度、それから一番多いんですが、平成二十九年度の国保療養給付費等の負担金の返還金が三千六百五十万円程度、それから平成二十九年度の県の特設健診等の負担金が三万一千円、それから国保の特設健診及び健康指導の負担金が三万一千円、合わせて四千二百三十七万円程度の返還が生じたものでございます。

この返還につきましては、平成二十九年度から平成三十年代に新しい国保制度がスタートいたしましたけれども、国のほうでもこの資金運用の関係上、結構多い納付額で算定されたようでして、返還金については一月の返還で実施していたところなんです。ルール分といいますか、その係数自体がちょっと多い形で積み上げ計算されて、結果的に返還金が多い形、四千万円超えの返還金が生じたということになっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

結構多目に算定して、県移管のときだから多目に算定して、これは国保連を通じて実際、町の国保会計にお金そのものが来て、算定額が来て、そして最後精算、年度決算をやって返還しなければならないというような具体的な流れをも

うちちょっとわかりやすく説明していただきたいなということですからけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

ご説明申し上げます。流れにつきましては、療養費の支出額を見込んだ形での負担金が入ってくるわけなんです、国保会計に真っすぐ歳入として入ります。精算につきましては、国保会計から県を通しての国への返還という形になります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと百九十五ページです。歳入にかかわる県補助金なんですけれども、この中で保険給付費等交付金というようなことの中で県繰入金四千四百四十一万円ほどというふうになっているんですけれども、財政運営の主体は県でやっていくと。そして、納付金を県に上納すると言えばなんですけれども、そういう制度に平成三十年代から変更になっているわけなんですけれども、この歳入にかかわる県繰入金四千四百四十一万円ほどというのはどういう内容なのか、どういう基準で算定されたものなのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この県繰入金につきましては、医療費の適正化に関する事業とか、保険料の収納率向上に対す

る事業でありますとか、健康づくりに資する事業を実施した場合に県のほうから繰り入れとなるものであります。町のほうでどのようなものを行っているかと申しますと、ちょっとポイントの高いものの事業の説明をさせていただきますが、まずは後発医療品の普及促進対策でありますとか、あと徴収率の向上対策に向けて確実に徴収率が上がった市町村に対する金額でありますとか、あと特定健診の受診率が高い自治体に交付される事業でありますとか、あとは糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを実施している市町村に対するもの、それから肝炎予防体制整備を行っているもの、そういう市町村の実施している取り組みについてそのポイント制が加算されて給付交付となったものであります。結果的にこの事業でもって四千四百四十万円余りの繰入金を繰り入れたものであります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もうちょっと、今の説明を聞くと、保険者努力支援分四百四十九万円と県繰入金四千四百四十一万円というのは何か連動しているように説明を受けとめたんですけれども、県の繰入金は被保険者数だとかそういうものを基準にしてやるというよりも、そうすればあれなんですか、保険者努力支援、保険者としてさまざまな収納率の向上やジェネリック医薬品の利用だとか、さまざまな要素を取り組んでいけば四千四百万円ぐらいは保険者数に応じて来るといような理解でよろしいんですか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

説明いたします。平成三十年度は今述べましたものがポイントとなってきましたけれども、毎年度その取り組み

をする必要がある事業についてを精査しながら変更となっております。令和元年度につきましても、もう既に来年度の令和二年度の取り組みについてのその意見といたしますか、対応策が示されておりました、青森県内四十市町村が全てやっている事業についてはそのポイントをなくしましょうという形になったり、あと必ずやらなければならないと思われる保健事業についてやっていないところはマイナスポイントになるものも試算として示されております。平成三十年度につきましても、今のような形のポイントが付与されまして、町のほうに四千四百四十万円が納入されたということになります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

百九十二ページの不納欠損についてちょっとお尋ねいたします。六百八十五万円余りで五十七件とあります、その欠損処分したね。その五十七件で居所不明とか、そういう内訳を教えてください。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。国保税の不納欠損六百八十五万三千八百六十六円の内訳でございます。まず、執行停止三年間の方、そのうち生活困窮が八件で五十九万九千六百二十四円。所在不明が七件で百四十一万七千七百円。執行停止の即時欠損、これは相続人がないという方でございます。こちらが一件で二十一万五千四百円。五年間の消滅時効、こちらの中で生活困窮が二十一件、二百九十四万七千三百六十二円。調査の結果、無財産の方が二件で二万九千八百円。それから、調査中におきまして時効が完成した方が十八件で百六十四万五百円。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今、税務課長から丁寧な説明をいただいていますけれども、いわゆる決算審査の意見書ということで神代表監査委員と議会選出の小野さんから出されているこの資料に五十七件は、資料によれば、三ページのところですけれども、五十七件そのもの、国民健康保険税五十七件は時効成立と、不納欠損についてのね。五十七件分が時効成立というふうな書き方をしているんですけれども、何か課長の今の説明では二十三件ほどが消滅時効にかかったんだというような説明にも聞こえたんですけれども、休憩でもいいので説明していただけたらなと思いますんですが。

○委員長（吉村忠男君）

休憩といたします。

休 憩 午前十時二十八分

再 開 午前十時二十九分

○委員長（吉村忠男君）

休憩を取り消し会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

済みません。決算書のページ数じゃないんですけれども、審査報告書のつまり五十七件は時効成立というふうに表現しているわけですので、普通に日本語を理解すれば、五十七件分は時効成立しているんだというふうな理解にもなるの

で、ひとつ誤解のないような表現にすべきなのかなというふうに思っておりますので。お答えは要りません。

関連してお聞きいたします。これは決算書の二百七ページでございます。徴税費、その中で县市町村総合事務組合負担金、滞納整理のためということで九十万円ほどを支出なさっているんですけども、実際どういう、私どもが一般的な説明を受けているのは、回収額に応じて支払うんだというようなことを一般的には聞いておるんですけども、この九十万円の滞納整理に支出したその内訳といたしますか、その辺はどのようなふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。委員のおっしゃったとおりでして、徴収実績割がございます。徴収実績割で八百九十二万二千二百八十円の実績割としてその一〇％で八十九万二千二十八円、それから滞納整理組合のほうに移管する件数、昨年度十一人ありましたので、その千円として一万一千円、合わせまして九十万三千二十八円という負担金になります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その中で昨年度十一人分を依頼したというようなことで、あとは八百九十万円ほどの取り組み、滞納額についてやったんだと。その中で実際差し押さえまでやらざるを得なかったと、やったというような内容についてはどのように把握していらっしゃるのでしょうか。昨年度についてですけども。財産差し押さえ、給料差し押さえなどです。

○委員長（吉村忠男君）

休憩といたします。

休 憩 午前十時三十三分

再 開 午前十時三十四分

○委員長（吉村忠男君）

休憩を取り消し会議を続けます。

税務課長。

○税務課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。差し押さえにつきましては、給与差し押さえが九件でございます。以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

この差し押さえというのは給料の三分の一なり四分の一あるいは半分までいってしまう人があるかもしれませんが、いずれにしても差し押さえだとかをしなくてもいいように徴収努力といたしますか、大変だろうけれどもやる必要もあるのかなというふうに思っておりますけれども、その中で特に私は、国保は医療制度の根幹でもありますので、その中で資格証明書、病院に十割を払わなければならない人、あるいはまた、短期保険証といたしますか、そういうふうな保険証の状態のような人というのは、実際、決算時点、あるいはまた、その近辺でもよろしいので何人ほどいらっしゃるのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。八月末現在でお答え申し上げます。三十七名の方が短期の受給者証を控えております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

資格証明書の方はないというふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

資格の方はおりません。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

滞納しないで納付していただきたいなというふうには思っておりますんですけども、特に滞納世帯であってでも十八歳以下の子供については、仮にその人たちの世帯についてはいわゆる短期保険証、あるいは本当の保険証なのかもしれないけれども、そういうふうな十八歳以下についてはきちんと保険証を交付しているというようなことについては、どんな取り組みをなさっているんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

この件につきましては、大分前からといいますか、ことしだけじゃなくて以前から十八歳以下の方についてはその受給者証を交付しているものでございます。以上です。（「質疑なし」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

よって、議案第五十六号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十七号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、続きまして議案第五十七号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その特別会計決算の概要についてをご説明申し上げます。

決算書の二百四十六ページをお開き願います。この実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は三億一千二百六十八万七千三百三十六円、二の歳出総額は三億一千三十三万三千七百五十九円となり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額は二百三十四万六千九百七十七円となり、この額を翌年度へ繰り越しするものであります。

二百三十四、二百三十五ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入額は五千百十四万円余り、第二目の普通徴収保険料は二千九百十八万円余りとなり、このうち第一節の現年度分普通徴収保険料の収納率は九八・六％となったものであります。

第三款国庫支出金第一項第一目国庫補助金第一節の後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に対する補助金として七十五万円余りとなったものであります。

第四款繰入金第一項第一目事務費繰入金は職員給与費等の繰入金分で八百六十八万円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分となります。広域連合事務費繰入金については六百三十二万円余りとなっており、事務費繰入金の総額は一千五百一十万円余りとなっております。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減に対する公費負担分で四千九百八十三万円余り、第三目の療養給付費繰入金につきましても、次のページをお開き願います。広域連合で給付を行っている被保険者の療養給付費に対する公費負担分で、一億六千三百七十四万円余りとなったものであります。

第五款繰越金は、前年度からの繰越金で二百九十七万円余りとなったものであります。

第六款諸収入第二項第一目の保険料還付金は、被保険者の所得更正に伴う保険料の還付金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。二百四十二、二百四十三ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員一名分の人件費のほか、第十三節委託料におきます後期高齢者医療システム保守業務委託料などの物件費が主なもので八百七十七万円余り、第二項第一目の徴収費は後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る物件費等が主なものであり、三十四万円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金は三億百十九万円余りとなっており、その内訳は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤

安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金が一億三千百十二万円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が六百三十二万円余り、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であります療養給付費負担金が一億六千三百七十四万円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第一項第一目の保険料還付金は、被保険者の所得更正に伴う保険料の還付金でございます。

以上、議案第五十七号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明とさせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

二百四十五ページですね。広域連合事務費負担金六百三十万円余りですけども、どういう、負担の割合の根拠ですね、六百万円の、これは県内の四十市町村で全部を賄っていると思いますけれども、当町にこの六百万円という数字、どういうはじき方をしたのか、中身をちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。広域連合事務費負担金につきましては、全体の事業費をまず積算するわけですけども、その負担金の額が、広域連合で四億八千万円ほどの経費がかかると試算しております。それにあわせまして均等割を一〇%、それから人口割を四五%、高齢者人口割四五%ということで、合わせて一〇〇%の割合を設けておりまして、結果的に

町のほうには合計で六百三十二万八千円という形になります。

ちなみに、均等割一〇%分で百二十万円、それから人口割四五%分で二百五十万円、高齢者人口割四五%で二百六十万円程度ということで、合わせて先ほど申しあげました六百三十二万八千円という支出になったものでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じページ数のところなんですけれども、二百四十五ページですね。その中で療養給付費負担金一億六千三百七十四万円ほどがあるんですけれども、いずれにしてもこの療養給付費を後期高齢者の対象者が使ったといいますか、その分については全額をとにかく負担するんだというような考えで会計処理をされているのか、この療養給付費負担金の算定の基礎といいますか、その辺はどういうふうになさっているのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

この負担金につきましては、町の負担割合が十二分の一という負担割合が決まっております。その療養給付費の総額の十二分の一を町のほうで負担するという形になります。ちなみに、この決算額につきましては、平成三十九年度分、それから平成二十九年の精算分も合わせた形の金額の負担金となっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町の負担分が十二分の一だとすれば、県だと県連合としての負担分だとか、そういう内訳はどういうふうになっているものなんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

内訳ということですが、総療養給付費の内訳でございますでしょうか。例えばこれを十二倍すると十九億六千四百万円程度の療養給費が出てくるわけですけれども、その残りの十二分の十一の分の内訳ということなんでしょうか。ちょっと私、理解ちょっとできませんのでお願いします。

○浅利直志委員

済みません。結局一割負担で高齢者というか、の負担でやっているわけですよ。そうすると医療費、あと十分の九というのが全部いわゆる国庫負担やそういう支援で賄っているという実情もあるので、その中で療養給付費負担金が十二分の一なんだというようなことについて、ちょっとどういう内容になっているのかということに改めて聞いたかったという趣旨なんですけれども、十二分の一の負担分以外の分ですね、どういうふうになっていらっしゃるのかということなんですけれども。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

わかりました。残りの分は国のほうで負担をします。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十八号平成三十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

おはようございます。議案第五十八号平成三十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、平成三十九年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書二百九十ページをお開き願います。平成三十九年度の決算は、歳入総額が十九億五百二万八千四百九十五円、歳出総額が十八億六百六十八万三千八百一十一円となり、歳入歳出差引額九千八百三十四万四千六百八十四円は全額介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

続いて、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百六十、二百六十一ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目第一号被保険者保険料の収入済額は三億四千七百七十七万一千八百六十円で、徴収率は九五・九％、前年度対比で〇・二％の増となったものであります。なお、二年の時効による不納欠損額は三十

二名の百六十万三千三百二十円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は三億七百七十万九千八百五十九円余りで、居宅介護給付費用に対する二〇％分と施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。第二項国庫補助金第一目調整交付金の収入済額は一億三千五百六十三万五千円で、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準と給付費の状況を調整した結果により交付されたものであります。次のページをお開き願います。第七目保険者機能強化推進交付金は平成三十年度から新たに設けられた交付金で、各保険者が高齢者の自立支援や重度化防止等の取り組みをした内容を国が評価した結果、二百八十万五千円が交付されたものであります。

次に、第四款支払基金交付金第一項第一目介護給付費交付金の収入済額四億一千七百八十万七千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する二七％分の法定負担金であります。

第五款県支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億四千六百六十万六千三十円で、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する一七・五％分の県の法定負担金であります。

次のページに移りまして、第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金の収入済額は二億八百四十七万四千元で、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次のページをお開き願います。第二項基金繰入金第一目介護保険財政調整基金繰入金の収入済額は一億一千二百八十一万一千円で、財源補填のため基金を取り崩し、繰り入れしたものであります。

第九款諸収入、次のページに移りまして、第三項第三目雑入の収入済額百五十一万六千七百七十八円は、支払基金分、平成二十九年度の交付金精算に伴い追加交付された分であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百七十四、二百七十五ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は四千二百五十五万七千七百五十四円で、職員人件費が主なもので

あり、前年度対比一・〇%の減となったもので、減少した要因は事業計画策定業務等の委託料減額によるものであります。次のページをお開き願います。第二項徴収費は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。第三項介護認定審査会費は、要介護度等の判定に係る費用である津軽広域連合の介護認定審査会への負担金が主なものであります。第四項趣旨普及費は、介護保険制度普及用のパンフレット作成費が主なものであります。第五項介護保険運営協議会費は、介護保険運営協議会の会の開催に係る費用であります。

次のページをお開き願います。第二款保険給付費第一項第一目介護サービス等諸費の支出済額は十四億二千九百十九万八千九百八十六円で、要介護の認定を受けた方が利用されたサービス給付費であり、前年度対比では一・三%の増となったものであります。内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億三千七百十五万七千五百二十一円で前年度対比〇・八%の減、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億三千二百二十五万三千百五十六円で前年度対比四・二%の増、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が四億九千八十万七千五百六十四円で前年度対比一・〇%の増となったものであります。第二目介護予防サービス等諸費の支出済額は一千六百二十八万九千七十円で、要支援の認定を受けた方が利用された介護予防に係る費用であり、前年度対比では五一・六%の大幅減となったものであります。制度改正から三年が経過し、総合事業が徐々に浸透しつつあることから、介護予防給付費が減少となったものと考えております。第三項第一目高額介護サービス等費の支出済額は四千二百三十一万九千八百五十円で、同一月内に受けたサービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給されるもので、前年度対比で五・八%の増となったものであります。次のページをお開き願います。第五項第一目特定入所者介護サービス等費の支出済額は七千六百六十八万五千九百九十六円で、所得の低い方の施設サービス利用費の食費、住居費等を支給したものであります。

次に、第三款の地域支援事業費は、制度改正に伴い、平成二十八年度途中から移行した総合事業に対応した事業が主

なものであり、第一項第一目の介護予防・生活支援サービス事業費が通所型及び訪問型サービスなどで支出済額は三千九百四十万一千六百六円、前年度対比では五五・五％の大幅増となったもので、先ほどの大幅減とご説明申し上げました第二款保険給付費第一項第一目の介護予防サービス等諸費と連動したものであります。次のページをお開き願います。第二項の一般介護予防事業費はげんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業など、第三項の包括的支援事業・任意事業費は第二目の総合相談・権利擁護事業費から二百八十六ページの上段、二百八十六ページをお開き願います。こちらの上段、第八目地域ケア会議推進事業費までは、町社会福祉協議会や包括支援センターに委託して実施している地域支援事業に係る費用であります。

第四款の基金積立金三百二万四千元は、介護保険財政調整基金から発生した利息二十一万八千元と、昨年度初めて交付された保険者機能強化推進交付金二百八十万円余りを合わせて積み立てたものであります。

第五款諸支出金第一項償還金及び還付加算金の支出済額は七千七百二十二万四千七百五十五円で、平成二十九年分の国・県等の負担金の返還金が主なものであり、第三項繰出金の支出済額一千八百万三千六百二十円は一般会計との精算によるものであります。

平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百八十三ページです。包括支援事業にかかわることなんですけれども、二百八十三ページの委託料です

ね、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料という、先ほどの説明では社協だとか福祉施設などのケアマネジャーの事業費委託料というような形だったんですけれども、千四百五十六万円ほどなんですけれども、内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいものです。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。包括支援センター、町が委託しているわけですが、この業務といたしましては、高齢者が住みなれた地域において尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者に係る保健、医療、福祉等に関する多様な視点等を総合的、包括的、継続的に提供するための体制を整え、また、個々の介護支援専門員に対し支援を行うということで、包括支援センターの職員が町内の支援の必要な高齢者に対してさまざまな支援を行う要支援という方あるいは自立であっても今後介護が必要になると思われるそういう方々を直接訪問したり、あるいは電話で相談を受けたり、介護保険の内容あるいは医療から全て包括的な支援をするという業務を行っているものでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

ページ数にちょっと、断っていないけれども、もし関連であれば質問したいんですけれども、委員長、よろしいですか。

○委員長（吉村忠男君）

どうぞ。

○横山哲英委員

今、ケアマネジャーのお話がありましたけれども、各施設においてはケアマネジャーがおりますよね、包括支援センターとかね。当町の職員でケアマネジャーの資格を持っている職員はおるんですか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

町職員では現在一名ございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

決算書二百八十三ページのことなんですけれども、そうしますと一千四百五十六万円ほどのこの内訳なんですけれども、さまざまな相談活動や、あるいはまた、具体的にはケアプランを作成するというような訪問、ケアプランを作成する、そういうことも含めてケアマネジャーのいる事業所に支払われているものなんですか。それとも、ケアマネジャーその者に支払われているものなんですか。そういう実態的な流れについてはどういうふうになっているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。あくまでも包括支援センター、社会福祉協議会と委託契約を結んでいるものでございまして、業務に対する委託料ということで、ケアマネジャー個人に支払うというものではございません。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

歳出の保険給付費のところについてお聞きいたします。二百七十九ページです。先ほども説明もあつたのですが、施設介護サービスというのは一%ほど前年比で伸びているんだというような説明もあつたのですが、この施設介護サービス給付費の今後の動向と申しますか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、それと関連しまして、何か福祉施設をつくりたいけれども、矢沢の地域でしたでしょうか、そこを認可しないという、認可というか認可に同意しないというような話も聞くのですが、いわゆる福祉施設の増設についてどのような基本的な対応をなさっているのかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。施設入所者の数でございますが、現在は老人福祉施設、いわゆる特養に九十名ほど、それから老人保健施設、医療系の施設でありますけれども、こちらのほうにも九十名が入所されてございます。そして、入所に関しましてはいわゆる広域入所という形で藤崎町の被保険者が近隣の市町村、例えば弘前市であったり北部であったり、そういうところの施設にも入所することができるというふうな形になってございます。逆に言えば、町外の方が藤崎の施設に入るといふこともございますので、さんふじさん、あるいは特養ときわさんの定数分、町の被保険者が入ると

いうものではございません。

そして、昨年度、特養ときわさんで特養のベッドを十床増床してございます。これも広域型入所ということでございますので、当町の被保険者が十人入れたというものではございません。結果としては半分程度というふうに伺ってございます。

それから、施設の整備と申しますか、認可というお話でございましたけれども、特養の整備につきましては、まずは基本的には県が行うわけですけれども、町の事業計画がございまして。そちらのほうで必要がある、それに対して町内に整備するというものが計画に盛り込まれ、それも加味した保険料算定をするというものも前提になってございます。それがどうなるのかというのは、次、第八期の事業計画、令和三年度から始まりますけれども、来年度この検討を進めてまいります。現在、待機者が三十五名ほどというふうに施設のほうから伺っておりますけれども、その待機者の解消というものは今後の検討課題には当然なるであろうと思っておりますが、ただ、施設の整備ということになって、先ほどの浅利委員のおっしゃる例えば矢沢地区というふうなお話がございましたけれども、いわゆる市街化区域、市街化調整区域云々というふうなことにしましては、福祉サイドではその点に関してはちょっと承知しておりませんで、整備の数、ベッド数あるいは施設の数ということに関しては計画が基本になるということでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、特養ときわさんでも増床したというふうなことは聞いておるんですけれども、待機者が三十五名ほどいらっしゃるという説明もあったんですけれども、これは支援センターといいますか、いろいろな施設と連携をとって入所施設を探すというようなことを進めているんだと思っておりますけれども、ただ、私が再確認といいますか聞きたいのは町のグルー

プホームのことですけれども、グループホームについてはもうこれ以上、増設は町の計画としても考えていないんだというようなことも聞いたりするんですけれども、その辺はどういうふうな認識に立っていらっしゃるのかということについて改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。グループホーム、いわゆる認知症対応型共同施設というものでございますけれども、これは地域密着型ということで藤崎町の方しか入れない施設でございます。そして、認知症というものが今後もっともっとふえていくという国の推計もございます。当町でもこれはやはりふえていくのだろうというふうな計画上の推計もしてございます。そして、第七期の介護保険事業計画におきましての地域密着型サービスの見込み、平成三十年代から推計では平成三十七年度まで認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの入所者数、これは現状維持というふうに見込んでおりますので、計画上は施設をふやすという計画はございません。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定すべきものと決定いたしました。

議案第五十九号平成三十年代藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、私のほうから水道会計決算について説明いたします。議案第五十九号平成三十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要について説明いたします。

決算書の二百九十六、二百九十七ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億七千八百九十九万七千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億六千四百三十八万九千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二千六百九十四万八千円余りであります。第二項営業外収益が一千四百六十万七千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四万二千円余りであります。

次に、支出ですが、総額で三億四千八百十七万二千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億一千八百八万八千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が一千二百五十三万一千円余りであります。第二項営業外費用が二千七百十六万三千円余りあります。第三項特別損失が二百九十二万円余りあります。

二百九十八、二百九十九ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三百九十八万六千円余りあります。内訳といたしましては、第一項負担金の三百九十八万六千円余りで、これは消火栓更新工事に対する一般会計からの負担金であります。

次に、支出が総額で八千九百三十五万七千円余りあります。内訳としましては、第一項建設改良費が九百五十九万三千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が六十七万二千円余りあります。第二項固定資産購入費が一千六十四万二千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が七十五万六千円余りあります。第三項企業債償還金が六千九百十二万一千円余りあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額八千五百三十七万一千円余りについては、消費税及び地方消費税資

本的収支調整額や減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

三百十ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。給水人口が前年と比較して五十三人減の一万五千三十五人、給水戸数では三十一戸増の五千四百九十六戸で、給水区域内における普及率は変わらず九九・七％となっております。

次の配水量及び有収水量等につきましては、年間総配水量が藤崎・常盤両地区合計で六万六千二百五十立方メートル減の百四十四万一千八百二十九立方メートルとなっており、年間総有収水量が両地区合計で一万九百十立方メートル減の百二十七万九千三百十七立方メートルとなっており、有収率は前年より三・一％増の八八・七％となっております。

三百十三ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。平成三十九年度末企業債残高は六億三千三十四万六千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が十八件で四億九千九百五十二万六千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で一億一千二百二十三万五千円余り、民間資金が三件で一千八百五十八万五千円余りであります。

三百十五ページをお開きください。次に、収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は三億五千二百二十二万円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億三千七百四十四万円余りで、そのうち第一目給水収益が三億三千六百七十八万八千円余りであり、給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億二千六百六十八万四千円余り、メーター使用料が一千十萬三千円余りであります。第二目受託工事収益の六万三千円余り、消火栓破損に伴う補償請求分であります。第三目他会計負担金が消火栓修繕費の七万円余り、第四目その他営業収益が検査手数料及び給水工事業者指定手数料の五十一万八千円あります。

次に、第二項営業外収益が一千四百七十七万四千円余りで、内訳といたしましては、第一目受取利息及び配当金が預金利息の二十五万二千円余り、第二目他会計補助金が簡易専用水道委任事務交付金として県から交付された十四万七千円余りであります。第三目長期前受金戻入が一千三百六十三万三千円余りで、これは平成二十六年からの地方公営企業法改正に伴う減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が七十四万六千円余りで、主なものは水道企業団保守業務受託による委託料の五十一万七千円余りであります。

三百十六ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は三億二千三百九万四千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億五百五十五万六千円余りで、そのうち第一目浄配水費が一億四千七百六十三万八千円余りで、主なものといたしましては、第四節委託料が三百三万八千円余り、委託料の主なものとしては、電気保安業務委託料が四十六万九千円余り、水質検査業務委託料が百三十一万二千円、浄水場定期点検業務委託料が四十四万円であります。第六節修繕費が一千四十四万七千円余りで、主なものといたしましては、配水管・仕切弁修繕費が二百五十五万四千円余り、西豊田浄水場配水ポンプ整備が五十三万五千円余り、チャッキ弁取替工事が七十二万円、メーター取替工事費が四百四万四千円、交換用メーター修繕費が二百十五万五千円余りであります。第七節動力費が六百三十三万円余り、第九節受水費が一億二千七百六十七万三千円余りで、これは津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第三目総係費が五千四百三十九万二千円余りで、主なものといたしましては、三百十七ページにわたり、給与、手当、法定福利費及び賞与、法定福利費引当金等の職員給与費が四千二百四十五万円余り、第十二節委託料が六百五十七万二千円余りで、委託料の主なものといたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百九十八万三千円余り、上下水道料金システム保守業務委託料が百二十九万五千円であります。三百十八ページ、第四目減価償却費が一億三百五十二万五千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の建物分が三百三十八万七千円余り、構築物分が八千九百九十二万三千円余り、機械及び装置分が一千三百十二万七千円余り、

第二節無形固定資産減価償却費が三百八十四万三千元であります。

次に、第二項営業外費用が一千四百六十一万七千元余りで、内容としましては第一節企業債利息であります。償還先別では、財政融資資金が十八件で一千百七十一万七千元余り、地方公共団体金融機構資金が八件で二百七十九万円余り、民間資金が三件で十一万円余りであります。

第三項特別損失が二百九十二万円余りで、精算が終了した法人、生活困窮者の水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が二千九百十二万五千元余りで、黒字決算となったものであります。

三百十九ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては消費税込みとなっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は三百九十八万六千元余りであります。内訳といたしましては、第二目の消火栓更新工事に対する一般会計負担金が三百九十八万六千元余りであります。

次に、支出ですが、総額で八千九百三十五万七千元余りであります。内訳といたしましては、第一項建設改良費第一節委託料の藤崎町水安全計画策定業務委託料が二百十六万円、水道管移設工事設計業務委託料が三百四十八万八千元余り、第二節工事請負費の消火栓更新工事費が三百九十四万五千元余りであります。

第二項固定資産購入費が一千六十四万二千元余りで、第一目第一節備用品費の量水器購入費四十三万二千元余り、第二目第一節備用品費の暖房機器購入費二十三万円余り、第二節委託料の料金システム更新業務委託料が九百九十七万九千元余りであります。

第三項企業債償還金は六千九百十二万一千円余りで、償還先別件数では、財政融資資金が十八件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が三件となっております。

以上で水道事業会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

ページ数はちょっと私、探せないもので、水道料金使用料の未納について何ページに記載してあるかわかりますか。

未納者ゼロではないですよ。（「ちょっとお待ちください」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。三百十一ページでございます。中盤のところに口の収納状況とございます。こちらのほうの給水未収金ということで、過年度、現年度分合計で二千七百万円ほどを計上してございます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

では、それについてちょっと詳しく、三月末での未納者というか、それは何名ほどですか。それと、個人情報もありますのであんまり言えないと思いますが、特に大きく未納になっている料金、小さいのはいいんです。大口も多分あると思います、この額ですので。そこをもし差し支えなかったらお知らせ願います。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

この決算書に記載されている額については、合計で二千七百万円ほどございます。ただ、これについては三月三十一日現在でございまして、一般会計でいう出納閉鎖時における五月三十一日現在においては四百万円ほどの減となり、二千三百万円ほどということになってございますが、いずれにいたしましても当年度分だけではなくて平成二十五年度以前からの分が多分でございますので、ちょっと件数については今ちょっと資料的なものがないのであれですけれども、現在の状況では二千三百万円ほどが滞納額となっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

わかりました。私が聞きたいのは、大口と言うと大変言い方が悪いんですけども、多くの料金未納の額の大きいのはあるんですか。多分私はあると認識してはいますが、それは何件ぐらいあって、金額でどのぐらいかわかりますか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。決算書に不納欠損の額で二百七十万円ほどということで計上してございますが。この分につきまして一件分でございましたので、かなり大きい額となっております。この額については、民間の企業が倒産したということで、うちのほうでも不納欠損してございます。そのほかの滞納者についての件数は、ちょっと今手元に資料がないのであれですけれども、ここに十万円単位とか、そういう感じでの滞納額はここにはございますので、累計で二千三百万円

ほどということでございます。以上です。（「最後です」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

大変ありがとうございます。ただ、回収できないのを、ただ数字だけを膨らませてもだめなんです。それはわかります。でも、回収する努力もしなければ、極端に言えば、津軽弁で言えば、ずるくかかって「水道代だっきゃ払わなくても、水とめねんだね」と、そういった認識をしている方も、中にはずるい方がおります。ちなみに去年、給水停止とか、そういう措置をとった例はありますか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

平成三十年度以前までの分で現在も給水停止になっている件数が十三件ございます。平成三十年度中に給水停止の予告通知を出した件数でも八十七件ほどございました。それらについては、給水停止することなく、確約書をとって、今のところは分納という形での納付をお願いしているところでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

大変企業努力をなされていると思いますけれども、分割でもいいから、ちょっとずつでも一括で納入しなくても、できる限り水道を開放して、小さいお金でもいいから回収するように努力してもらいたいと思います。よろしくお願いし

ます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百十六ページのところですけれども、修繕費、メーター取替工事費四百四万円ほどを費用として支出しているんですけれども、このメーター取りかえ工事というもの、古くなったものから順次取りかえをしていっているんだとは思いますが、メーター取りかえ工事をどういう基準でどういうところで実施したのでしょうか。その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。メーター取りかえ工事ということで毎年実施してございます。これは、計量法に基づいて検満が八年たったメーターを順次取りかえていくという状況でございまして、ちなみに平成三十年度の更新件数としましては七百六十二件ございました。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

メーターの場合、何というか、地下型というか、そういうものと地上型といいますか、そういうものがあるんですけれども、地上型にしてくれというような要望だとか、そういう具体的な要望というか、そういうものについてはどうい

うふうな取り扱いというか対応でやっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。メーター、今委員がおっしゃったとおり、隔測メーター、地下式メーターということですが、主に一般家庭には地下式メーターを設置してございます。隔測メーターはどういうところということになれば、公共施設とか、あるいは希望すればそれはつけるんですけれども、会社とかそういうところには設置してございます。いずれにしても基本料金等が違いますので、その辺は一般家庭にはということでは考えておるところでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

先ほどの説明にあったんですけれども、三百十九ページの委託料について、料金システム更新業務委託料として九百九十七万円、一千万円近くを支出しているんですけれども、これは職員が打ち込んだりなんだりしてやるというのはちょっと不可能な状態のシステム更新、料金も変わっていないし、どの辺にどういう内容の更新を、料金システム更新というふうになっているんですけれども、どういうふうなことを更新した内容になって業者に委託したというふうになっているんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。今回の料金システム更新業務委託料ということで、上下水道課において上下水道料金を算定するそのシステムがございませう。料金システムということで、まずその更新内容でございませうが、水道料金のシステム管理サーバーというものがございませう。これの更新。それから、水道料金のシステム管理クライアントということで、デスクトップ型とノート型ということでございませうので、これを三台更新。それから、ハンディーターミナルといひまして、各町内の水道メーターを検針する検針員ということで、この検針員が使うハンディーターミナルというものを五機。それから、レーザープリンター一台ということで更新した内容でございませう。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今の説明はシステム更新という、システム変更とかシステム機器といひませうか、そういうものも含めて、その主要内容だというふうには理解されるんですけども、システムだけを変えたというよりも、デスクトップ型に対応する、あるいはPC型に対応するとか、ハンディー型の測定器だとかという、機器及びシステム更新というふうには理解してよろしいんですか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

はい、委員のおっしゃるとおりでございませう。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

三百十六ページの受水費についてお聞きいたします。受水費一億二千七百六十七万円ほどになっているんですけども、津軽広域水道企業団の受水費であります。藤崎については、そんな一億二千七百六十七万円ほどで前年度とそれほど変わりはないんだと思いますんですけども、いずれにしても黒石市議会だとかは責任水量が重くてだめだというようなことで再検討してくれとかというようなことの議会の決議もしているような状況ですけども、この受水費を企業団として今後変動している、あるいは検討委員会だとかを設けてやっていくとか、そういうようなことについては昨年度についてはどのような状況、あるいは今年度にかけてでもいいですので、どのような状況になっているんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。企業団の受水費の関係ということで、毎年、担当課課長ということで構成市町村の担当の者を集めての検討委員会というものもございまして、企業団の予定とすれば、計画とすれば、令和三年度で受水費の料金改定を行うような計画を立てているみたいでございまして。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一点だけ。水道料金にかかわることなんです。関連してお聞きしたいと思います。地域の水道事業の歴史や投資の歴史もあるんですけども、藤崎町としてはこの南黒地域でも水道料金の高い部類に入っているんですけども、あ

る人に「藤崎の水道料、弘前の二倍近いでばな」というふうに私は最近ちょっと言われたんですけれども、実態的には水道使用料というか、ユーザーというか、利用者にとって具体的に弘前と比べればどれぐらい料金の差といたしますか、その辺はどういうふうな実態になっていらっしゃるのか、認識なり情報なりがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。これはあくまでも平成三十年の料金体系ということで他市町村の状況なんですけど、まず基本料金というものを設定してございます。藤崎町で二千七十三円、近隣市町村ということで弘前市が千六百七十一円、黒石市が二千二百六十八円、板柳町が二千三百六十円、田舎館村が千九百三十三円、一概にこの数字を見る限りでは藤崎は中間ぐらいかなと。これは弘前と比べてどうかということであれば、当然弘前市が千六百円台ですので高いというような認識はございます。

ただ、これも資産の状況あるいは管路の状況あるいは給水をどのようにということでは、各市町村、試算した上で料金設定しているものから、経営状況を見ながらやっていると思います。ただ、近隣町村という板柳町とか田舎館村とかについては、給水が藤崎と違って高架水槽から自然流下でおろすような塔が立っていますけれども、そちらのほうからの給水ということでは、藤崎と比べて全体的にはわかりませんが、電気料的には藤崎より安いのかなと、動力費ですね。こういったことも加味した上では、藤崎は高いとは一概には言えないということで私は認識してございます。

よって、弘前市は土地形成とかが管路全体で住宅が張りついているところが多くて、給水事故も多いとか、そういっ

たこともあるでしょうけれども、藤崎地区においては市街地及び市街化調整区域の全域を本管がカバーしている状況で、その全域に住戸が全て配置されるようになれば、これまた違った料金単価にはなると思いますけれども、いずれにしてもそういうことでは総体的に判断してでも藤崎地区においての水道料金が高いと一概に言えないのではないかと私は思っております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十号平成三十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、引き続きまして議案第六十号平成三十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百三十二、三百三十三ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で五億七千三百三十九万七千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億一千九百九十三万四千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千四百三十一万七千円余りであります。第二項営業外収益が三億五千三百三十九万三千円余りあります。第三項特別利益は貸倒引当金戻入益の六万八千円でありま

す。

次に支出ですが、総額で五億五千二百五十七万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億七千十五万二千円余りで、そのうち仮払消費税及び地方消費税が八百六十三万三千円余りであります。第二項営業外費用が八千二百三十二万九千円余りで、そのうち納付する消費税が百六十一万二千円余りで、この消費税は費用には計上されないものであります。第三項特別損失が九万一千円余りであります。

三百三十四、三百三十五ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で四億六千三百八十六万二千円であります。内訳といたしましては、第一項企業債が二億六千五百三十万円であります。第二項出資金が八千九百十九万五千円で、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れた出資金であります。第三項補助金が一億九百三十六万七千円で、これは防災・安全交付金（藤崎町流域関連公共下水道雨水・浸水対策事業）に係る国庫補助金であります。なお、企業債及び補助金の減額は、支出の表にある翌年度繰越額の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業工事二千六百二十万二千円余りに対する企業債分一千八百八十万円、国からの補助金分一千百六十三万三千円が主なものです。

次に、支出が総額で六億四千百八十四万五千円余りであります。内訳としましては、第一項建設改良費が二億二千九百七十一万一千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が一千六百四十四万円余りあります。第二項企業債償還金が四億一千二百四十四万三千円余りあります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億七千七百九十八万三千円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

三百四十六ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

水洗便所設置済人口が前年と比較して一人減の一万九百三十三人、加入戸数が前年度比六十七戸増の四千二百五十二

戸で、処理区域内における加入率は前年に比べ〇・三%増の七五%、年間汚水処理量が三千五百一立方メートル増の百六万六千三百九立方メートルで、年間有収水量が一千九百七十二立方メートル減の九十三万二千三百三十六立方メートルとなっております。

三百五十ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。

平成三十年度末企業債残高は、四十八億九千八百八十八万八千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が七十五件で三十一億六千八十四万三千円余り、地方公共団体金融機構資金が十七件で一億二千二百八十八万八千円余り、かんぽ生命資金が二件で一億八千八百五十七万六千円余り、民間資金が五十七件で十四億二千六百五十七万七千円余りあります。

三百五十三ページをお開きください。次に、収益費用明細書についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は五億五千四百八十一万一千円余りあります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億五百六十一万三千円余りで、そのうち、第一目下水道使用料が一億七千六百七十三万六千円余り、第二目雨水処理負担金が二千五百九十八万九千円、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れたものであります。第四目その他営業収益が二百八十九万二千円余りで、第一節の検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料が六十六万六千円、第二節雑収益が岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金の二百二十二万六千円余りあります。

次に、第二項営業外収益が三億四千九百十二万五千円余りで、第二目他会計補助金が一億八千九百二十五万三千円で、これは一般会計から繰り入れた補助金であります。第三目長期前受金戻入が一億五千九百八十六万六千円余りで、減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。三百五十四ページ、第四目雑収益が六千円余り、第三項特別利

益は貸倒引当金戻入益の六万八千円であります。

三百五十五ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は五億四千二百三十二万八千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億六千百五十一万九千円余りで、そのうち第一目管渠費が一千九百五十六万三千円余りで、主なものといたしましては、第二節光熱水費が中継ポンプの電気料として四百五十九万九千円余り、第四節委託料が一千二百三十七万六千円で、委託料の主なものとしては、公共下水道事業では污水管清掃補修調査業務委託料が二百六十八万円、農業集落排水事業では污水管清掃補修調査業務委託料が三百二十五万円、第六節修繕費が百八十九万二千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、公共下水道事業ではマンホール廻り舗装修繕費の二十七万五千円余り、農業集落排水事業ではその他緊急時修繕費の百二十七万八千円であります。

三百五十六ページをお開きください。第二目処理場費が五千四百二十二万八千円余り、主なものといたしましては、第五節委託料が二千二百七十三万四千円余りで、委託料の主なものといたしましては汚水処理施設維持管理業務委託料が一千六百六十八万円、第六節手数料が六百七十二万四千円余りで、手数料の主なものといたしましては、汚泥収集運搬が二百三十三万九千円余り、脱水汚泥収集運搬が二百二十九万円余り、脱水汚泥処分百七十九万七千円余り、第七節修繕費が五百四十七万三千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、福富地区処理施設水中攪拌機修繕工事が九十万円、中島地区処理施設荒目スクリーン修繕工事が八十万円、各処理施設機器等緊急時修繕費が二百九十一万九千円余り、第九節動力費が一千六百三十九万四千円余りで、これは処理場の運転に係る電気料であります。三百五十七ページ、第四目流域下水道維持管理負担金が三千二百二万八千円余りであります。第五目総係費が一千八百四十七万五千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費、引当金等の職員給与費が一千五百五十八万三千円余り、第十三節負担金が二百五十五万八千円余りで、負担金の主なものといたしましては農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金が二百四十五万四千円余りであります。三百五十八ページ、第六目減価償却費が三億三千七百二十二

万三千円余りで、主なものといたしましては、第一節有形固定資産減価償却費の公共下水道事業では、構築物分が一億四千八百五十三万五千円余り、機械及び装置分が八百四十万四千円余り、農業集落排水事業では、建物分が二千三百二十七万六千円余り、構築物分が一億七百五十九万九千円余り、機械及び装置分が三千七百三十一万四千円余り、第二節無形固定資産減価償却費の公共下水道事業の岩木川流域下水道施設利用権が八百三十六万三千円余りであります。

第二項営業外費用が八千七十一万七千円余りで、内訳としましては、第一節企業債利息が八千七十一万七千円余りで、償還先別件数では公共下水道と農業集落排水の合計で財政融資資金が八十二件、地方公共団体金融機構資金が二十一件、かんぼ生命資金が二件、民間資金が五十七件であります。

第三項特別損失が九万一千円余りで、下水道料金の不納欠損分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千二百四十八万三千円余りで、黒字決算となったものであります。

三百五十九ページをお開きください。次に、資本的収入支出明細書についてご説明いたします。なお、決算額については消費税込みとなっております。

まず、収入についてご説明いたします。収入総額は四億六千三百八十六万二千円余りであります。内訳につきましては、三百三十四ページ、資本的収入及び支出で説明したので省略させていただきます。

次に、三百六十ページ、支出ですが、総額で六億四千百八十四万五千円余りであります。内訳といたしまして主なものは、第一項建設改良費第六節委託料の三千石堰二号幹線（雨水・浸水対策）補償金再算定業務委託料が二十三万七千円余り、第七節工事請負費の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業工事費が二億一千三百四十七万二千円余り、第八節補償金の藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業立木補償金が五百四十二万五千円余り、第二目流域下水道建設負担金の岩木川流域下水道事業建設負担金が二百七十九万円であります。

三百六十一ページ、第二項企業債償還金が四億一千二百十四万三千円余りで、償還先別では公共下水道と農業集落排

水の合計で財政融資資金が七十五件、地方公共団体金融機構資金が十七件、かんぼ生命資金が二件、民間資金が五十七件となっております。

以上で下水道事業会計決算の概要について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

質問するページ数は三百五十三ページです。収益的費用明細のところですね。収益にかかわるところ。他会計補助金、この下水道についても基準内繰入金、そして基準外繰入金四百八十八万円ほどというふうになっております。お聞きしたいのは、農集排の部分についてでよろしいので、うち基準外繰入金というのが二千四百六十一万円ほどになっておるんですけれども、基準外繰り入れも会計の必要上認めているという、企業会計であってでも認めているということなんですけれども、基準外繰り入れのこの二千四百六十一万円の内訳といいますかその内容、その意味合いといいますか、その辺はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、決算書にもあるとおり、基準内繰り入れ、基準外繰り入れについての内容としましては、まずは基準内繰り入れというのは総務省の一般会計繰り出し基準に基づいた繰入金でありまして、主に減価償却費や利息などに対する繰入金ということでございます。また、基準外繰入金というのは、維持管理費が大きくなった場合に赤字に

ならないように繰り入れしておるといふものでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

十三番浅利委員。

○浅利直志委員

説明をしていただきましたんですけれども、それで農集排のほうは二千四百六十一万円ほどの基準外繰り入れになっていたというのは、農集排のほうの会計を維持する上でこれぐらい必要だという算定に基づいたんでしょうけれども、その辺の二千四百六十一万円と算定した根拠についてもうちょっと詳しく説明していただけたらなと思います。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。こちらに掲載されているとおり、下水道、農集排と掲載されておりますが、農集排の基準外繰り入れが二千四百万円ほどと、公共は四百八十万円ほどになってございますが、いずれにしましてもどちらの経営についても下水道事業経営ということで一般会計からの繰り入れなしでは到底営業できないという状況でございます。

ただ、公共下水道については現在は管路だけということになっておりますが、集排施設については管路及び施設、当町においては集排施設が七カ所ございますので、そちらのほうの維持管理に要する経費も膨らみますので、その辺を加味した上で一般会計からの繰り入れをしているものでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後〇時六分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委員長 吉村忠男